

○狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付要綱

平成 12 年 3 月 24 日

告示第 52 号

(目的等)

第 1 条 この要綱は、雨水簡易貯留施設又は雨水地下浸透施設を設置した者に対し補助金を交付することにより、雨水の流出を抑制するとともに、雨水の有効利用の促進を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 57 年規則第 40 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水簡易貯留施設 市販されている雨水簡易貯留施設又はドラム缶その他の気密性を有する容器で、屋根の降雨をといにより集め、当該集めた雨水を利用できる構造を有するものであって、貯留量が 100 リットル以上のものをいう。
- (2) 雨水地下浸透施設 口径が 300 ミリメートル以上の浸透升で、屋根の降雨をといにより集め、当該集めた雨水を地下に浸透させる構造を有するものをいう。

(補助対象施設)

第 3 条 補助金の交付の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、本市に住所を有する者が本市において自己の居住の用に供する住宅に設置する雨水簡易貯留施設又は雨水地下浸透施設とする。

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、補助対象施設を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象施設の設置工事(以下「工事」という。)に要した経費の 2 分の 1 の額(当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、雨水簡易貯留施設にあつては 3 万円を、雨水地下浸透施設にあつては 4 万円を限度額とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、適当と認めるときは、狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(工事の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置工事内容変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(完成検査)

第9条 補助対象者は、工事が完成したときは、狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置工事完了検査申請書に工事の完成写真を添えて、市長に提出し、工事の完了検査を受けなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、前条の検査が完了した後、狭山市雨水各戸貯留・浸透施設設置費補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、詐欺その他不正の行為により補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(維持管理)

第12条 補助金の交付を受けて雨水簡易貯留施設又は雨水地下浸透施設を設置した者は、常に当該施設の適切な維持管理に努めなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年5月1日から施行する。